

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社緑研
熊本県熊本市東区佐土原1-16-37

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 10 月 17 日 ~ 令和 7 年 11 月 16 日 (1 ヶ月)

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社緑研の当時の代表取締役が、令和2年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどの不正行為により、約1億3,500万円の所得を隠し、法人税法(昭和40年法律第34号)及び地方法人税法(平成26年法律第11号)に基づく法人税及び地方法人税、合計約3,300万円の納付を免れたとして、令和7年7月18日に法人税法違反の罪で起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内